生駒警察署　速度取締り指針（令和6年上半期）

令和5年12月
奈良県生駒警察署

次の路線、時間帯を重点に速度取締りを推進します。
ただし、重点路線以外の路線、時間帯であっても、速度取締りを実施することがあります。
また、事故発生状況等により、重点路線等を変更する場合があります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道168号	6:00～21:00	北田原町・小明町・壱分町地区	指定 30 ～ 法定 60 km/h
国道163号	8:00～12:00 15:00～18:00	高山町・鹿畑町地区	指定 50 km/h
阪奈道路	7:00～ 9:00 14:00～18:00	全線	指定 60 km/h
生駒停車場宛木線	10:00～13:00 16:00～20:00	俵口町・東松ヶ丘地区	指定 40 km/h
枚方大和郡山線	8:00～10:00 12:00～16:00	高山町・上町地区	指定 50 km/h

管内の人身事故発生状況　※令和5年の統計数値は概数です

比較期間　第1期（R3年1月1日～R3年9月30日）　第2期（R4年1月1日～R4年9月30日）　第3期（R5年1月1日～R5年9月30日）

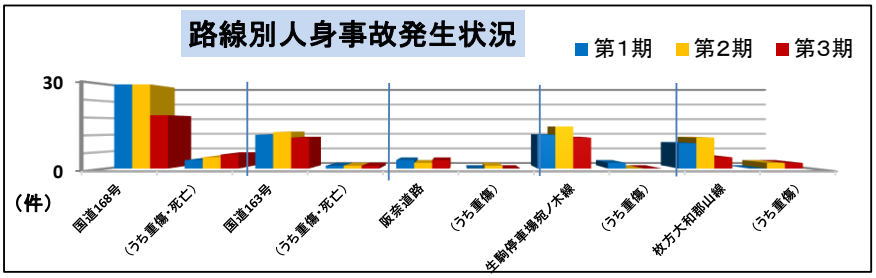

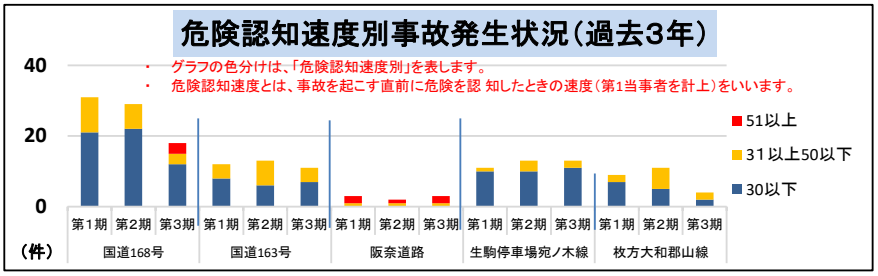

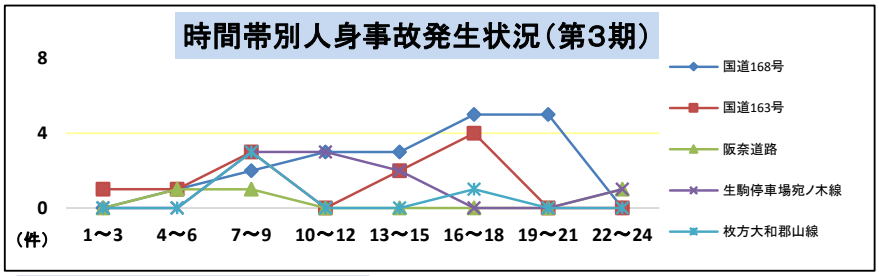

【交通事故発生状況】（過去3年分析）

○路線別人身事故発生状況

国道168号は減少傾向にありますが、死亡事故（3件）と重傷事故（2件）が発生しており、楽観視することができない状況にあります。

一方で、県道枚方大和郡山線では、前年より約半数に減少しております。

○危険認知速度別事故発生状況

国道168号では、危険認知時の速度が時速51kmを上回る事故が3件発生するなど、中速度以上の事故の割合が大きくなっています。

阪奈道路では事故の発生は少ないものの危険認知速度が時速51kmを上回る事故が2件発生するなど、同道路における事故は重大事故に発展する可能性が高いことを示しています。

○時間帯別発生状況（第3期）

路線によりばらつきは認められるものの、概ね7時から21時の間に発生が多い傾向にあります。路線別での人身事故が最も多い時間帯は、

- ・国道168号では16時～21時の間
- ・国道163号では16時～18時の間
- ・阪奈道路では4時～9時と22時～24時の間
- ・県道生駒停車場宛木線では7時～12時の間
- ・県道枚方大和郡山線では7時～9時の間

となっています。

今後の方針

○ 国道168号における人身事故の発生は減少も、重大事故の発生が多いことから、同路線における速度取締りを継続的に推進します。

○ 国道163号、県道生駒停車場宛木線、県道枚方大和郡山線では人身事故が減少傾向にあることから、同路線での速度取締り回数を減らし、その分、国道168号での取締りに切り替えて推進します。

○ 阪奈道路における人身事故の発生は少ないものの、ひとたび事故が発生すれば重大事故となる可能性が高いことから、継続的に速度取締りを推進するとともに、赤色灯を点灯させての駐留等警戒活動も推進します。

○ 市道壱分乙田線（東生駒2丁目交差点～井手山橋西詰交差点）は通学路を含み、また、横断歩道が多く設置されていることに加え、急カーブや急勾配があることから、歩行者等の安全確保に向けた取組として、重点路線に準じた路線に指定して速度取締りを推進します。

○ 地域住民の要望にも応えながら、通学路や生活道路を中心に、可搬式速度違反自動取締装置（通称：可搬式オービス）を活用した速度取締りを推進します。

その他の交通指導取締り要点

○ 重点路線では速度取締りに加え、追突・脇見事故の原因となる携帯電話使用等の取締り、通学路等における歩行者の安全確保を目的とした通行禁止や横断歩行者妨害の取締りを推進するとともに、駅前等迷惑性の高い駐車取締りも推進します。

○ 自転車関連事故の抑止に向け、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、自転車利用者に対し、交通ルールの徹底やマナー向上等を目的とした指導取締りを推進します。